



# 「医師・看護師ふやせ」 国会請願採択！



<採択された増員署名>



7月5日の国会閉幕日、私たちが取り組んだ看護師等の増員署名が、参議院本会議で全会一致で採択されました。請願事項は

- (1) 医師・看護師など医療従事者を大幅に増やしてください
- (2) 看護職員の配置基準を、「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤時は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善してください
- (3) 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等を改正してください、の3項目です。

今後、この国会決議を最大限に活かしながら、政府厚労省に確実に実行させることを迫ります。

1. もともとやることになっている「確保法見直しの検討会」を早期に立ち上げ検討を開始させること
2. 日本医労連は、「確保法・基本指針の実効ある改正を求める要求」を提案し、政策を対峙させていますが、これを検討会の俎上に載せること。そのための検討会への徹底した働きかけを行うこと
3. 政府の動きを世論で包囲するため、新たな署名を早期に取り組むこと

日本医労連は「確保法・基本指針の実効ある改正を求める要求」で、「月8日以内夜勤など、看護職員の労働条件の根幹である『夜勤等に関する最低規制』を法律本体に盛り込み、強制力を持たせて、実効性を担保。そのために、夜勤は3交替を基本に、1人月8日(64時間)以内、勤務間隔を12時間以上、夜勤後の時間外労働の禁止、夜勤交替制勤務者の労働は週32時間以内にする

基本指針については、看護職員需給見通しと統合し、「看護職員確保計画」に改めて、国自治体が年次計画を立てて改善する

法律の目的に「離職防止し、働き続けられる労働を保障する」の視点を明確化する、を主張しています。